

国際文化交流・協力推進事業委託実施要項

平成20年3月14日
文化庁次長決定
(平成26年4月1日一部改正)
(平成30年4月2日一部改正)

1. 趣 旨

諸外国との友好と相互理解を深めるため首脳間や政府間で設定される周年事業等により、国際的な要請もしくは文化政策上の意義に基づく国際文化交流・協力の重要案件にかかる必要な事業を実施し、もって国際文化交流の振興を図る。

2. 委託業務の内容

事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 公演、展示事業

- ①公演、展示実施運営計画の企画・立案
- ②公演、展示実施に係る会場、人員等の手配
- ③国内外の関係者との連絡調整
- ④公演、展示事業の会場設営
- ⑤公演、展示事業運営業務
- ⑥その他の事業に必要な業務

(2) その他国際文化交流・協力を推進する上で必要な事業

- ①事業実施運営計画の企画・立案
- ②事業実施に係る人員等の手配
- ③国内外の関係者との連絡調整
- ④事業運営業務
- ⑤その他の事業に必要な業務

3. 業務の委託先

文化庁は、事業を円滑に実施することができる次の者に委託することができる。

- (1) 芸術家、芸術団体、文化財専門家・機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人
- (4) 公益法人（特定非営利活動法人を含む）
- (5) その他文化の振興に係る活動を行う個人、団体

4. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度末日までの間で別途定める日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、文化庁の定める様式により業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切と認めた場合、団体等に対し業務を委託し、委託契約を締結する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で、業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、

借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。

- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が契約の定めに違反したとき、実施に当り不正または不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認めるときは契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む)は、文化庁の定める様式により、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理処理状況等について実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については別途定める。

10. この要項は、平成30年度委託実施分から適用する。